

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【公表番号】特表2007-503834(P2007-503834A)

【公表日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-008

【出願番号】特願2006-525474(P2006-525474)

【国際特許分類】

C 12 N 15/09 (2006.01)

A 61 K 39/00 (2006.01)

A 61 P 35/00 (2006.01)

【F I】

C 12 N 15/00 Z N A A

A 61 K 39/00 H

A 61 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月27日(2007.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの免疫原性標的を共発現させるための発現ベクターであって、該免疫原性標的是、NY-ESO-1、TRP-2、gp100、gp100M、MART抗原MART-1、MAGE抗原MAGE-1およびMAGE-3より成る群から選択されることを特徴とする発現ベクター。

【請求項2】

少なくとも1つの血管形成関連抗原をコードする核酸配列をさらに含むことを特徴とする請求項1記載の発現ベクター。

【請求項3】

少なくとも1つの共刺激成分をコードする核酸配列をさらに含むことを特徴とする請求項1または2記載の発現ベクター。

【請求項4】

共刺激成分がヒトB7.1であることを特徴とする請求項3記載の発現ベクター。

【請求項5】

プラスミドまたはウイルスベクターであることを特徴とする請求項1から4いずれか1項記載の発現ベクター。

【請求項6】

ウイルスベクターは、ポックスウイルス、アデノウイルス、レトロウイルス、ヘルペスウイルス、およびアデノ関連ウイルスより成る群から選択されることを特徴とする請求項5記載の発現ベクター。

【請求項7】

ウイルスベクターは、ワクシニア、NYVAC、アビポックス、カナリアポックス、ALVAC、ALVAC(2)、鶏痘およびTROVACより成る群から選択されるポックスウイルスであることを特徴とする請求項6記載の発現ベクター。

【請求項8】

ウイルスベクターは、NYVAC、ALVACおよびALVAC(2)より成る群から選択されるポック

スウイルスであることを特徴とする請求項 7 記載の発現ベクター。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 いずれか 1 項記載の発現ベクター、ならびに薬剤学的に許容されるキャリヤーを含むことを特徴とする組成物。

【請求項 10】

請求項 1 から 8 いずれか 1 項記載の発現ベクターを含むことを特徴とする、癌の予防または治療用組成物。

【請求項 11】

薬剤学的に許容されるキャリヤーをさらに含むことを特徴とする請求項 10 記載の組成物。